

## 栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 栃木県訪日旅行商品造成支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び栃木県訪日旅行商品造成支援事業実施要綱（令和7（2025）年3月25日付観第282号。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、実施要綱第2条に定めるところによる。

### (補助区分、補助金交付額及び補助限度額)

第3条 この補助金の補助区分、補助金交付額及び補助限度額は、実施要綱第4条に定めるところによる。

### (補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、実施要綱第5条に定めるところによる。

### (補助対象旅行商品)

第5条 この補助金の交付対象となる訪日旅行商品は、実施要綱第6条に定めるところによる。

### (交付の申請)

第6条 規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付申請書	様式第1	1 誓約書（別紙1） 2 ツアー行程表（任意様式） 3 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条又は第23条の登録を受けていることが分かる書面の写 4 その他、知事が必要と認める書類	1部	原則として、申請対象旅行開始日前

### (交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、規則第7条の規定に従い、様式第2により補助金の交付を申請した者に対し通知するものとする。

2 知事は、令和8(2026)年4月1日以降で交付決定の前に行われた訪日旅行商品についても、書類や写真等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

2 補助金の交付決定を受けた旅行会社(以下「補助事業者」という。)は、規則第8条の規定により申請の取下げをしようとするときは、様式第3による交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更(別表1に掲げる軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ、様式第4による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第5による補助事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第6による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めた場合は、速やかに様式第7による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業実績報告書	様式第8	1 ツアー最終行程表（任意様式） 2 宿泊利用確定証明書（別紙1） 3 有料観光施設利用確定証明書（別紙2） 4 ツアー参加者名簿（任意様式） 5 その他、知事が必要と認める書類	1部	本県訪問終了日から起算して10日以内。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

（補助金の額の確定等）

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて関係者に対する事実確認等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 前項及び規則第16条の補助金等の額の確定通知は、様式第9によるものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 規則第18条に規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る交付請求書	様式第10	1 交付決定通知書の写 2 交付額の確定通知書の写 3 その他、知事が必要と認める書類	1部	額の確定通知を受理してから10日以内。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、第9条第1項第2号の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、この要領又はこの要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、名義貸しや虚偽等、不正な手段により交付の決定を受けた場合
- （4）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(6) 補助事業者が、旅行業法及び関係法令に違反した場合

(7) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金（同一補助事業者に対して交付済みのものを含む）の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（補助事業の経理等）

第15条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第16条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第12条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の

額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書により補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第78条の規定により知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

（補助事業完了後の報告等）

第17条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（補助事業において取得した個人情報の取扱い）

第19条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取扱わなければならない。

- 2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - （1）個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、またはその内容を知らせること。
  - （2）個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。
- 3 個人情報を取扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防

止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、知事に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、知事の指示に従わなければならない。
- 5 補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

（是正のための措置）

第20条 知事は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

（その他必要な事項）

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行し、令和7年度の補助金に適用する。

附 則

この要領は、令和8（2026）年4月27日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表1（第9条関係）

区 分	軽 微 な 変 更 の 内 容
補助対象人数の変更	補助対象人数の30パーセント未満の減少となる変更を行う場合
ツアー行程の変更	第6条の規定により提出する交付申請書及びツアー行程表に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で、変更を行う場合

様式第1（第6条関係）

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付申請書  
（遡及適用分・新規分※）※該当するものに○

年 月 日

栃木県知事

様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代 表 者 名

年度において、栃木県訪日旅行商品造成支援補助金を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第4条及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、記載事項及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

- 1 申請旅行会社名
- 2 ツアーを企画する旅行会社名  
（※国内外の他の旅行会社からの委託によりツアーの手配を請け負う場合に記載すること。）
- 3 申請補助区分 基本補助・ゴルフ補助（該当するものに○）
- 4 ツアー名又は団体名
- 5 旅行予定期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 6 栃木県内宿泊日及び宿泊施設名  
年 月 日（ ） 施設名：
- 7 栃木県内有料観光施設、ゴルフ場の利用日及び施設名  
有料観光施設（基本補助、ゴルフ補助共通）  
①エリア1（ ）： 年 月 日（ ） 施設名：  
②エリア2（ ）： 年 月 日（ ） 施設名：

※栃木県内5エリアのうち、2エリア以上の有料観光施設を利用し、飲食施設以外の施設を1か所以上含むこと。

ゴルフ場（ゴルフ補助の場合は記載すること）

- ① 年 月 日（ ） 施設名：
- ② 年 月 日（ ） 施設名：

※上記以外の有料観光施設については、行程表に記載すること。

- 8 交付申請額 金 円（1人当たり補助金額※ × 補助対象人数 人）

※基本補助は5,000円、ゴルフ補助は8,000円。

- 9 担当者氏名及び連絡先

（氏名）

（電話番号）

（E-mail）

[添付書類]

誓約書（別紙1）

ツアー行程表（任意様式）

□旅行業法第3条又は第23条の登録を受けていることが分かる書面の写

□その他、知事が必要と認める書類(※下記は必須。下記以外の書類が必要となった場合は別途通知する。)

・委託元の旅行会社との契約関係が分かる書類の写

(※国内外の他の旅行会社からの委託によりツアーの手配を請け負った場合のみ)

・補助金の受取に指定する事業者名義の日本国内の金融機関口座の通帳の写

(※インターネットバンキングの場合は、画面のキャプチャーでも可)

様式第1 (別紙1)

誓約書

「年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金」

私は、下記1について誓約するとともに、下記2及び3のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことについて誓約します。

この誓約が虚偽であること、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助金交付に係る手続き等について

- (1) 申請するツアーは当方が企画又は各施設の手配及び精算を行うものに相違ありません。
- (2) 栃木県訪日旅行商品造成支援事業実施要綱及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領(以下「要領」という。)の各規定に同意の上、知事が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
- (3) 当方が企画又は各施設の手配及び精算を行うツアーにおいて、当方の責めに帰すべき事由により、参加者の個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、当方が一切の責任を負います。
- (4) 要領の各規定に対する不正行為が発覚した場合、同一申請者によるすべての申請を取り消しする事に対し、異議は一切申し立てません。
- (5) 旅行業法(昭和27年法律第239号)及び関連法令に反する行為は行いません。
- (6) 栃木県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (7) 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金返還に加え、補助金受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金を支払います。

2 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団(栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (2) 補助事業者の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
- (3) 補助事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 補助事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 補助事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 補助事業者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

栃木県知事

様

年 月 日

[申請者]

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名

印

[申請ツアー]

ツアー名又は団体名

旅行期間(予定)

年 月 日( ) ~ 年 月 日( )

（補助事業者の氏名又は名称） 様

栃木県知事

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金については、栃木県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第5条及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領（以下「要領」という。）第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、規則第7条及び要領第7条の規定により通知します。

記

- 1 県による管理番号
- 2 申請旅行会社名
- 3 ツアーを企画する旅行会社名
- 4 申請補助区分 基本補助・ゴルフ補助（該当するものに○）
- 5 ツアー名又は団体名
- 6 旅行予定期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 7 交付決定額 金 円（1人当たり補助金額※ ×補助対象人数 人）  
※基本補助は5,000円、ゴルフ補助は8,000円。
- 8 補助の条件
  - (1) 交付申請の内容を変更する場合（栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領別表1に掲げる軽微な変更を除く。）は、「補助事業変更承認申請書」（様式第4）を、事業を中止又は廃止する場合は、「補助事業中止（廃止）承認申請書」（様式第5）を速やかに提出すること。
  - (2) 補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
  - (3) 本県滞在終了日から起算して10日以内に「補助事業実績報告書」（様式第8）を提出すること。
  - (4) 補助金の額の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、交付対象と認められたツアー参加者数に1人当たり補助金額を乗じて算出した額又は本通知書に記載された補助金額（補助事業の内容が変更された場合に補助金の額の変更に係る通知を受けたときは変更後の額）のいずれか低い額とする。
  - (5) 補助事業者は、規則及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領の規定に従わなければならない。
  - (6) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法施行令（昭和30年政令第255号）その他この補助金に係る関係通知等の規定に従わなければならない。

様式第3（第8条関係）

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る交付申請取下届出書

年 月 日

栃木県知事

様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしましたので、栃木県補助金等交付規則第8条及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 県による管理番号
- 2 ツアー名又は団体名
- 3 旅行予定期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 4 交付決定額 金 円
- 5 交付申請の取下理由

様式第4（第9条関係）

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日

栃木県知事

様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業を下記のとおり変更したいので、栃木県補助金等交付規則第6条第1項第1号及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第9条第1項第1号の規定により承認を申請します。

記

- 1 県による管理番号
- 2 ツアー名又は団体名
- 3 旅行予定期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 4 変更の内容
  - (1) 額の変更（補助対象人数の変更がある場合）
    - ・ 交付決定額 金 円
    - ・ 変更申請額 金 円（1人あたり補助金額※ ×補助対象人数 人）  
※基本補助は5,000円、ゴルフ補助は8,000円。
  - (2) その他の変更（金額に係る変更がない場合）
- 5 変更の理由

様式第5（第9条関係）

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

栃木県知事

様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、栃木県補助金等交付規則第6条第1項第3号及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第9条第1項第2号の規定により承認を申請します。

記

- 1 県による管理番号
- 2 ツアー名又は団体名
- 3 旅行予定期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 4 交付決定額 金 円
- 5 中止の期間（廃止の時期）
- 6 中止（廃止）の理由

様式第6（第9条関係）

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日

栃木県知事

様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業について、栃木県補助金等交付規則第6条第1項第4号及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第9条第1項第3号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 県による管理番号
- 2 ツアー名又は団体名
- 3 旅行予定期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 4 補助事業の進捗状況
- 5 遅延又は困難な理由及び原因
- 6 今後の措置
- 7 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

様式第7（第10条関係）

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日

栃木県知事

様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業の 年 月 日現在の遂行状況について、栃木県補助金等交付規則第11条及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 県による管理番号
- 2 ツアー名又は団体名
- 3 旅行予定期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 4 ツアー参加予定人数
  - (1) 交付申請時の参加予定人数 人
  - (2) 現在（ 年 月 日）の参加予定人数 人
- 5 補助事業の遂行状況
  - (1) 現在までに取り組んだ内容
  
  - (2) 今後取り組む予定の内容

様式第8（第11条関係）

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日

栃木県知事

様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る補助事業を実施したので、栃木県補助金等交付規則第13条及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第11条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 県による管理番号
- 2 補助事業者（申請旅行会社）名
- 3 ツアーを企画した旅行会社名  
（※国内外の他の旅行会社からの委託によりツアーの手配を請け負った場合に記載すること。）
- 4 補助区分 基本補助・ゴルフ補助（該当するものに○）
- 5 ツアー名又は団体名
- 6 旅行期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 7 栃木県内宿泊日及び宿泊施設名（※宿泊利用確定証明書（別紙1）のとおり）  
年 月 日（ ） 施設名：
- 8 栃木県内有料観光施設、ゴルフ場利用日及び施設名（※有料観光施設利用確定証明書（別紙2）のとおり）  
有料観光施設（基本補助、ゴルフ補助共通）  
①エリア1（ ）： 年 月 日（ ） 施設名：  
②エリア2（ ）： 年 月 日（ ） 施設名：  
ゴルフ場（ゴルフ補助の場合は記載すること）  
① 年 月 日（ ） 施設名：  
② 年 月 日（ ） 施設名：
- 9 ツアー参加確定人数 人（※補助対象とならない参加者を除く人数）

[添付書類]

- ツアー最終行程表（任意様式）
- 宿泊利用確定証明書（別紙1）

- 有料観光施設利用確定証明書（別紙2）
- ツアー参加者名簿（任意様式）（※参加者全員の氏名・国籍が分かるもの）
- その他、知事が必要と認める書類

様式第 8 (別紙 1)

(申請者)  
所在地  
会社名  
代表者氏名

**宿泊利用確定証明書**  
「栃木県訪日旅行商品造成支援補助金」

【県による管理番号】 \_\_\_\_\_

【申請者記入欄】

ツアー名又は団体名	
宿泊施設利用情報	宿泊施設名： 宿泊日：チェックイン 年 月 日 ～ 年 月 日 チェックアウト (泊 日) 宿泊人数： 人 ※添乗員やガイド等を除く
予約者(手配者)情報	会社名： 担当者名：

【宿泊施設様記入欄】

上記ツアーの宿泊者が下記内容で利用したことを証明します。

記入日	年 月 日
施設名	
宿泊人数	人 ※添乗員やガイド等を除く
料金(総額)	金 円(税込) ※添乗員やガイド等を除く
担当者名	印

※施設名称のゴム印等または担当者個人印の押印があれば担当者名欄の記載は不要です。

※申請者記入欄に記載された内容を御確認の上、御記入ください。

【注意事項】

- ・ ツアー中に利用する栃木県内宿泊施設ごとに本証明書を作成し、宿泊施設の証明を受けてください。
- ・ 以下を除いた人数・料金を記載してください。
  - (1) 日本国籍を持つ参加者
  - (2) 添乗員やツアーガイド等、旅行催行業務に携わる関係者
  - (3) 宿泊施設利用料金が掛からない参加者
- ・ 栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第 14 条の規定及び誓約書(様式第 1 (別紙 1)) による誓約事項のとおり、不正行為等が発覚した場合、同一申請者によるすべての申請を取り消します。

様式第 8 (別紙 2)

(申請者)  
所在地  
会社名  
代表者氏名

有料観光施設利用確定証明書  
「栃木県訪日旅行商品造成支援補助金」

【県による管理番号】 \_\_\_\_\_

【申請者記入欄】

ツアー名又は団体名	
観光施設利用情報	観光施設名： 利用日： 年 月 日 利用人数： 人 ※添乗員やガイド等を除く
予約者（手配者） 情報	会社名： 担当者名：

【観光施設様記入欄】

上記ツアーの利用者が下記内容で利用したことを証明します。

記入日	年 月 日
観光施設名	
利用人数	人 ※添乗員やガイド等を除く
料金(総額)	金 円 (税込) ※添乗員やガイド等を除く
担当者名	印

※施設名称のゴム印等または担当者個人印の押印があれば担当者名欄の記載は不要です。

※申請者記入欄に記載された内容を御確認の上、御記入ください。

【注意事項】

- ・ツアー中に利用する栃木県内観光施設ごとに本証明書を作成し、観光施設の証明を受けて下さい。
- ・以下を除いた人数・料金を記載してください。
  - (1) 日本国籍を持つ参加者
  - (2) 添乗員やツアーガイド等、旅行催行業務に携わる関係者
  - (3) 施設利用料金が掛からない参加者
- ・栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第 14 条の規定及び誓約書（様式第 1（別紙 1））による誓約事項のとおり、不正行為等が発覚した場合、同一申請者によるすべての申請を取り消します。

第 号  
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

栃木県知事

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る交付額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定した 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金については、栃木県補助金等交付規則第16条及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第12条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 県による管理番号
- 2 ツアー名又は団体名
- 3 旅行期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 4 交付確定額 金 円（1人当たり補助金額※ ×補助対象人数 人）  
※基本補助は5,000円、ゴルフ補助は8,000円。

様式第10（第13条関係）

年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった 年度栃木県訪日旅行商品造成支援補助金として、下記の金額を交付されるよう栃木県補助金等交付規則第18条及び栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付要領第13条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求金額 金 円  
(県による管理番号 )

口座振替払	金融機関名		支店名	
	預金種目	1 普通	2 当座	
	口座番号			
	口座名義			

年 月 日

(補助事業者)

住 所

名称 (氏名)

電話連絡先

代表者名

発行責任者名

担当者名

栃木県知事

様

[添付書類]

栃木県訪日旅行商品造成支援補助金交付決定通知書の写

※交付決定の変更があった場合は、最終変更額が分かる交付決定通知書の写も併せて添付

栃木県訪日旅行商品造成支援補助金に係る交付額の確定通知書の写

その他、知事が必要と認める書類